

第21期文化審議会第2回総会（第85回）

令和3年12月20日

【佐藤会長】 それでは、ただいまより文化審議会第85回を開催いたします。本日は、御多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

オンラインの会議でございますが、本日は、石井委員、沖森委員、中江委員、それから西岡委員が御欠席とのことでございます。

それでは、早速ですが、本日の議題1. 博物館保護制度の今後の在り方について（答申）（案）についてに移りたいと思います。

この件につきまして、本日、特段大きな御意見がなければ、文化審議会として了承した上で、都倉長官にお手渡ししたいというふうに考えております。

まずは、島谷部会長から御説明をお願いいたします。

【島谷会長代理】 それでは、私のほうから説明をさせていただきます。

まず、これまでの経緯等につきまして、お話しをさせていただきます。本年8月に、文部科学大臣から文化審議会に対して、これからの時代にふさわしい博物館制度の在り方について諮問をいただきました。これを踏まえまして、私が部会長を務める博物館部会において、博物館制度の在り方について審議し、答申案を取りまとめたので、御報告いたします。

まず、答申案概要の冒頭、資料1-1の5ページにありますローマ数字の1 博物館法制度の現状と課題です。博物館法は、社会教育施設としての博物館の基本的な機能を確保するため、登録制度とそれに対する税制等の優遇措置、学芸員の資格等について規定しております。制定時は約200館にとどまっていた博物館は、現在では約5,700館となり、地方独立行政法人立や会社立など、設置形態も多様化しております。

次に、ローマ数字の2 これからの時代にふさわしい博物館の在り方です。8ページになります。資料の収集、保管、展示、教育、調査研究という、従来からの博物館の使命は引き続き維持する必要がありますが、これに加えて、文化芸術基本法に基づく文化施設としての様々な役割など、博物館に求められる役割は、高度化・多様化しております。この点につきましては、2019年のICOM京都大会でも、文化をつなぐミュージアムとして提唱されました。

このような、これからの博物館に求められる役割・機能に続いて、「守り、受け継ぐ」「分

「かち合う」「育む」「つなぐ、向き合う」、そして「営む」という5つの方向性として提示いたしました。

このような理念を踏まえまして、19ページのローマ数字の3 新しい博物館登録制度の方向性では、具体的な制度改革の方向性についてまとめました。

まず、制度改革の理念と目的として、規模の大小に関わらず、広く振興していく「底上げ」と、創意工夫や新たなチャレンジを支援する「盛り立て」により、博物館が国民にとってより身近で必要なものとなり、その価値に対して支援・投資がなされ、経営基盤が充実していくという好循環の形成を目指すものといたしました。その上で、制度としましては、現在、地方公共団体、一般社団、財団法人等に限定されている設置者の法人類型を見直し、設置主体を拡大していくこととしております。

また、現在は、外形的な基準に基づいて行われる審査について、博物館としての活動も考慮する必要があるとしております。これに伴い、審査主体、プロセスについての見直しも提言しております。

さらに、博物館が連携してネットワークを形成することや、地域の関係機関と連携して、社会的、そして地域的課題に対処すること、予算や税制など、インセンティブをできる限り拡大する必要性も指摘いたしました。

なお、今後の課題としまして、国・公・私、全ての博物館の振興のための制度整備について検討していくとともに、学芸員制度は、中長期的な課題として引き続き検討していくこととしております。

最後に、答申（案）の内容は以上でございますが、博物館法は昭和30年に改正されたのを最後に、約70年ぶりの改正となるとのこと。文化庁には、本答申に基づき、速やかに法制度の見直しが行われることを期待したいと思います。

また、この制度改革を第一歩として、予算措置等を含めた総合的な博物館の振興がより強力に進められていくことを期待いたします。

以上でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。大変周到で精密な議論をしていただきまして、ありがとうございました。

本日は都倉長官もお見えなので、本総会でただいまの答申（案）につきまして了承するということになりましたら、長官にこれをお手渡ししたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【佐藤会長】 ありがとうございます。よろしいでしょうか。皆様、うなずいていただいておりますので、それでは、ありがとうございます。

それでは、答申を決定いたしまして、早速ですが、答申を長官にお渡ししたいと思います。

（答申手交）

【佐藤会長】 それでは、早速ですが、都倉長官から一言御挨拶をお願いいたします。

【都倉長官】 ただいま、佐藤会長、それから島谷委員、御苦勞さまでございました。ありがとうございます。

委員の皆様には、平素から文化芸術の推進に格別の御指導、御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

ただいま、博物館法制度の今後の在り方ということで答申をいただきました。本答申につきましては、文化審議会博物館部会において精力的に御審議をいただきました。これまでの御尽力に御礼を申し上げます。

本答申を踏まえ、我が国の博物館が資料の収集・保管、展示・教育、調査・研究という3つの基本的機能を発揮するとともに、社会的・地域的課題と向き合うための場となるなど、これからの博物館に求められる役割・機能を果たせるよう、博物館法の改正への対応を早急に進めてまいります。各位の御尽力に対して、重ねて厚く御礼を申し上げます。

引き続き、委員の皆様の御一層の御指導、御支援を心からお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

【佐藤会長】 都倉長官、どうもありがとうございました。

それでは、ここでプレスの方には御退出をお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、都倉長官におかれましては、公務のためにここで退席されるということでございます。お忙しい中、どうもありがとうございました。

【都倉長官】 こちらこそありがとうございました。よろしくをお願いいたします。

【佐藤会長】 それでは、次に、本日の2つ目の議題に移りたいと思います。文化経済部会の設置について、事務局から説明をお願いいたします。

【寺本文化経済国際課長】 私、文化経済国際課長の寺本と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

文化経済部会の設置を今回御審議いただければと考えておりまして、手短かに趣旨などを御説明させていただきます。資料2でございます。

1ページ目、設置についてということでありまして、設置の趣旨です。我が国の文化と経済の好循環に資する事項について調査審議を行う、そういう場で検討するというところで部会の設置をお諮り申し上げます。文化経済の好循環によって、特に、文化芸術の活動が自立的・持続的に発展することを目指して、様々に御議論いただければと考えております。

とりわけ、その観点から、今の世代、未来の世代、それから、グローバル化がこれだけ進む中で、世界の受け手の目線、こういったものに文化芸術がどう応えられるか、どう喜んでいただけるか、そういったところが重要だと考えております。こういった観点から、文化芸術の領域、例えばアート、舞台芸術、活字・映像・音楽など様々にございますけれども、各領域の構造的な問題・課題などがあるようであれば、そういったものも含めて、課題を見いだしながら、議論をしていただければと考えております。

従来、現代アートの分野では、様々に、今申し上げたような視点からの取組を一足早く進めてきておまして、1つは、アートの取引市場の活性化という目線で、もう一つは、国内のアート振興とか発信を、アート界全体を束ねながら、国立美術館が推進していくような体制づくりといったことをやってきておりますけれども、文化芸術の別の領域、各領域においても必要な取組を見いだして実現していく、そういう目線で検討をお願いできればと考えております。そういった結果、文化芸術振興の在り方そのもの、それから政府としての体制、そういったところも含めて、議論の及ぶスコープに入ってくるのかなというふうに考えております。

2ページ目でございます。委員の名簿(案)でございますけれども、この審議会本体から、河島先生、島谷理事、それから、ファッションや伝統工芸、アート、デザイン。それから、舞台芸術、様々な各領域の専門家。それから、税などの制度の専門家。それから、受け手の目線ということでありまして、グローバルな目線をお持ちで御示唆をいただくと考えられる方。それから、富裕層旅行などのビジネスの目線。さらに、ビジネスという意味では、投資家とか経済団体の関係の方。それから、学識者の皆様。そういったメンバーで候補を検討しております。

3枚目でございます。文化経済部会、本体に加えまして、同時に、3つのワーキンググループを設定いただけないかと考えております。

1つは、先ほど御紹介を申し上げましたアートについて、先立って議論してきておりますけれども、さらに議論を深めるために、アートの振興についての専門ワーキンググループを設けて、全国的なアート支援組織の在り方とかアート作品のナショナル・コレクションの形

成といった点について議論を進めていけたらと考えております。

2つ目は、基盤・制度ということで、例えば、美術品の時価評価がきちっとオーソリティーをもってなされるような鑑定評価制度の検討だとか、税に絡むような検討。そういった制度的な目線で議論いただければと思うワーキングを考えております。

それから、3つ目ですけれども、グローバル展開ワーキンググループ。文化芸術の領域、これまでももちろん世界を視野に活躍されてきている方々、様々いらっしゃるかと思えますけれども、この領域全体としてグローバル化がこれだけ進む中で、さらにグローバルに目線を変えていく、そういう視点からのワーキンググループを考えております。1つは、国際的な発信力を強化していく。マーケティングとかブランディングとか、そういった目線もちょっと視野に入れながら、世界に対してしっかりアピールしていく、発信していくにはどうすればいいか。それから、世界を舞台に活躍のできる文化芸術の人材をしっかり育成していく。世界のトップレベルをつくっていくにはどうすればいいか、そういった目線の検討とか。

あとは、国際フォーラムが、文化分野も様々にございます。文化大臣会合という名前で、例えば日中韓、日ASEAN、それからG20とか様々ありますけれども、こういった枠組みをどうやって活用していくのか、そういう辺りも視野に入れながら検討いただければと考えて、このワーキンググループの設定をお願いできればと思っております。

以上でございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

現在、文化と経済の好循環を目指すというのは大変大きな課題だというふうに思いますけれども、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見のある方はお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

渡辺委員、どうぞお願いします。

【渡辺委員】 現時点においては、この文化と経済の好循環の文化の中では、特に美術系、アートに重きを置かれているということでしょうか。例えば、音楽というのもそこに書かれておりますが、アート中心にいかにも世界に日本の芸術を広めていくというようなことに、どちらかというと焦点が向いているのでしょうか。

【佐藤会長】 いかがでしょう。

【寺本文化経済国際課長】 お答え申し上げます。

必ずしもアートにのみ光を当てている、目を向けているということではございません。た

だ、様々な分野の中で取組を率先してしやすかったところから取り組んだ結果と申し上げればよろしいでしょうか。結果的に、この領域の取組が様々な動いているというのは事実であります。ただ、ほかの分野も同様に、グローバルな目線で見ると、それから将来を考えるに当たって課題は何かということを見いだしながら、これから本格的に動かしていく。その意味では、各領域、あらゆる領域について視野に入れてやっていくということかなと考えております。

【佐藤会長】 どうぞ。

【渡辺委員】 渡辺です。

もしそうでありましたら、音楽にも焦点を向けていただいて、例えばクラシック分野で活躍するソリストとか、国際的に活躍する人材が日本からも多く出てきておりますが、もっとその活躍する人材を育てる。また、それを成功させていくというようなところにも光を向けるための適切な意見を発していただける委員を1人加えていただけるとうれしいなと思えました。

あと、映画の分野ですね。韓国は、映画産業も非常に国際的に成功しているという状況にあります。まだまだ日本はいま一つかなと。そういう意味で、映画産業ももう少し世界的に発展できればなと個人的には思ったりしていますが、そういった点にも目を向けていただけるような委員を加えていただけるとありがたいと思います。

【佐藤会長】 貴重な御意見ありがとうございます。

これについては、5ページのところにも、取りあえず今年度これで出発するけれども、次年度以降も必要に応じてメンバーを見直しながらかつていく予定であるということですが、そういう段階で、今、御意見のあったようなことも踏まえていただいて、委員のメンバーを見直ししていただくということになりましようか。いかがでしょうか、そういう方向性というのは。

【寺本文化経済国際課長】 今、御指摘いただきましたように、今年度はこういうメンバーでと考えておりますけれども、次年度以降、随時、委員の方の見直しであるとか追加、そういうことは当然ながら視野に入れておりますので、その一環として検討させていただくことができればありがたいなと考えております。

それから、都倉長官御自身も音楽、それなりに強い思いをお持ちいただいておりますし、意見もいただきながらやっておりますので、それも含め、音楽面をしっかりとやりたいと思っております。

あと、映像の分野で非常に強い委員の方も入っていただいたりしております。映画という意味で、さらにスコープを広げ、より適切な方をというところなんかも今後、第2期なんか視野に検討してまいるといふことではいかがでしょうか。

【佐藤会長】 貴重な御意見ありがとうございました。この文化審議会の委員の中でも、河島委員、島谷委員がメンバーに入ってくださいということで、御苦労だと思っております。島谷委員、何かありますでしょうか。

【島谷会長代理】 まず、第1期というような形でこういう形でスタートしますが、今、渡辺委員から発言があったことも非常に重要なことですので、それも併せて協議をしながら。場合によっては、この1期の中でも進行によっては引取りという形で、これを加えていくというようなことが十分可能だと思います。あまりにも委員が多くなり過ぎますと、取りまとめが非常に困難になる部分がありますので、当面はこれでスタートさせていただいて、今お話ししたような形で進行していくのもいいんじゃないかというふうに個人的に考えております。

【佐藤会長】 渡辺委員、今のような方向でいかがでしょうか。

【渡辺委員】 ありがとうございます。よろしく願いいたします。

【佐藤会長】 それでは、ほかの方、御意見、御質問ございませんでしょうか。

河島委員。

【河島委員】 同志社大学の河島です。

今、渡辺委員がおっしゃった点にも少し関係することとしては、ワーキングが3つ、委員会のほかにもございますので、そちらのほうでも違った形でいろいろな視点が入って議論が進むのかなというふうに思っています。

私からの質問は、この分野、特に3つ目のワーキング、グローバル展開などは、経済産業省の領域とかなり重なるというか、ぶつかるというか、そういうところがあると思うんですけども、きっちりすみ分けをしていくのか、それとも、むしろお互いに連携し合って相互乗り合いで新たなことをしようとしているのか、その辺を伺いたく思います。

よろしく願いいたします。

【佐藤会長】 お願いします。

【寺本文化経済国際課長】 お答え申し上げます。

御指摘のとおり、このグローバルの分野というのは、経済産業省もしかりですし、あと外務省の領域も非常に近接していると思います。縦割りできれいに割ってしまうというよう

なことは現実になかなか難しいとは思いますが、あまりそういうつもりもありませんで、文化庁としてきちっと大きな方向性、方針を示しながら、経済産業省、それから外務省、その他関係ある省庁もそうですし、あとは、独立行政法人なんかも様々に関係が出てくると思います。実際、例えばJETROの領域であるとか、それから国際交流基金の領域とか様々にあると思いますけども、こういったところも含めて連携しながら進めていく、そういう取組を検討いただければありがたいなと考えております。

【佐藤会長】 河島委員。

【河島委員】 ありがとうございます。分かりました。

いわゆるクールジャパン政策ということで、もう10年以上にわたって結構何度もいろいろな会議体が、今おっしゃったようないろいろな省庁や組織体をまたがって、今まで本当に何度も報告書等も出されてきているテーマですので、ちょっとまた、その同じことの繰り返しにならないかというのが若干心配ですので、文化庁としての強い意思と方向性のようなものを持った上で進めていくほうが、またかという感じではなくなると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

【佐藤会長】 今回、文化経済部会を設置いたしますので、河島委員もメンバーとしてぜひ御活躍いただければと思います。よろしく願いいたします。

【河島委員】 分かりました。人ごとのようにお願いしていますけれども、自分も自覚を持ってやっていきたいと思っています。

ありがとうございます。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

藤井委員、お願いします。

【藤井委員】 外国に出かけて行って仕事をするとか、そういう件ですと、建築の業界、設計者の業界ですと、物すごく留学をしたがるモチベーションが高いとか、それから向こうの事務所で働くというモチベーションは非常に高いので、そういう学生とか、あるいは大学を出てすぐの若いときに外国に行けるシステムというものの拡充とか、そういうことも同時に考えていただけると大変ありがたいと思います。

【佐藤会長】 どうぞ。

【寺本文化経済国際課長】 ありがとうございます。

先ほど御紹介申し上げましたように、グローバルのワーキングでは、世界でトップクラス

として活躍できる人材育成ということを議論していただければと、重要な1つの柱としてですけれども、考えております。施策のほうとしても、そういった議論に連動するような方向性・目線で、併せて検討していきたいと考えております。

御指摘いただきましたように、世界で活躍するということを実現するところをいかに取り組むか。先ほどの河島先生の御指摘にも絡んでくるんですけれども、実践性を持ったことを私どもも検討していきたいと思っておりますので、ぜひ御指導をまたよろしく願います。

【佐藤会長】 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【河野委員】 河野でございます。

1つ質問させてください。今回御提案いただきました文化経済部会というのは、着眼点、それから目的としても、今後に向けて重要であって、成果に大きな期待を持っているということをまずお伝えします。

その上で、経済というのは、当然のことながら生き物であって、環境がどんどん変わっていきます。そこで、先ほど川島委員も恐らく同様の御指摘をされていたと思いますけれども、この検討に係るスケジュール感といいましようか、その辺りを教えていただければと思います。当面継続ということで審議をつないでいくとは思いますが、じっくり着実にということが優先されるのか、それとも何らかの成果を早めに、社会に向けて明確に指し示すのかということで、ワーキングそれぞれ、ミッションも違いますし、それから、ワーキングの成果というのも、時間がかかるものもあれば比較的早く出るものもあるというふうには承ったところがございますけれども、一旦、どの辺りにこのロードマップのゴールを置いていらっしゃるかということをお願いしたいと思います。

【佐藤会長】 お願いします。

【寺本文化経済国際課長】 お答え申し上げます。

若干自分の首を絞めるようでもあるんですけれども、先ほど申し上げましたように実践性を最重視しております。具体的には、この部会、それから3つのワーキング、おのおのトータル4つについて、年度内に一旦レポートをまとめて、具体施策に取りかかります。来年度以降は、それを進めながら、またちょっと状況を見て、この審議を進めていただくようなことを考えていこうと、そんなことで想定しております。

【河野委員】 ありがとうございます。理解いたしました。

事務局の方のかじ取り等もとても大変だと思いますけれども、ぜひ今のようなスケジュール感で実現に向けて頑張っていただければと思います。

ありがとうございました。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、ただいまの文化経済部会の設置について、文化審議会としても了承したいと思います。

それでは、続きまして、早速ですが、議題の3. 文化財分科会からの報告につきまして、島谷分科会長から御報告をお願いします。

【島谷会長代理】 私のほうから報告させていただきます。文化財分科会における審議状況について、1点御報告させていただきます。

資料3の1ページを御覧ください。文化財分科会では、本年8月23日の文化審議会に対する文部科学大臣からの審議要請を受けまして、体制を整えつつ審議を進めております。具体的には、審議要請では、1としまして、文化財の保存技術や技能の継承、修理人材の確保及び支援の在り方。2文化財の保存に必要な用具や原材料等の安定的な確保の方策。3その他、資金調達の促進や埋蔵文化財制度の在り方など、持続可能な文化財保存の在り方などの制度的対応について検討を求められております。

これらのうち、文化財の保存技術、人材や用具、原材料の確保、資金調達の促進などについては、文化財分科会の下に企画調査会を立ち上げまして、10月から審議を開始しております。来年度5月に中間まとめを取りまとめることを目指して精力的に検討を進めております。企画調査会の概要につきましては、資料、2ページから7ページを御参照ください。

そして、現在、文化庁におきましては、これらの課題について、主に予算面での取組をまとめた文化財の匠プロジェクトの検討作業を進めていると聞いていますが、企画調査会における議論の成果もこのプロジェクトに反映させていくことを想定しております。

また、審議要請のうち、埋蔵文化財制度に関する事項についても、11月から審議を開始しており、来年度5月頃に提言案をまとめることを目指して検討を進めております。

以上、文化財分科会の審議状況について、大まかではございますが、御報告させていただきます。以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

これも大変重要で、緊急性もある事項につきまして、企画調査会のほうで御議論いただい

で進めていただいているということだと思いますが、この報告につきまして、御質問等ありましたらお願いいたします。

松田委員，いかがでしょうか。

【松田委員】 松田でございます。

コメントが1件，それから質問が1件ございます。

私は，日本の文化財保護行政の中に文化財の保存技術を守る制度が入っている点を，大変画期的であり先進的だと長らく思っておりました。ほかの国にも文化財を守る制度はもちろんありますが，文化財を守るための技術を守る仕組みはほとんどありませんので，これはとても優れたシステムで，日本が海外に向けてもっと情報発信すべきだなと思っておりました。したがって，今回，審議を行って最終的に文化財の匠プロジェクトに結実していきそうな流れであることを歓迎いたします。とりわけ，原材料や用具，後継者育成などにもちゃんと目配りができている点を高く評価しております。

資料3の最後の参考資料2のところにその匠プロジェクトの概要が上がっております。この匠プロジェクトの概要を見ますと，右のほうに表が出ておまして，そこに建造物（木造），美術工芸品，史跡等となっていて，これらの文化財の修理・保存・活用に資するようなプロジェクトになっていくことが想像できるのですが，文化財の中には，ここに挙がっているような有形のもののみならず，無形のものも当然ございまして，それら無形のものは，伝統芸能，工芸技術，風俗慣習，民俗芸能，民俗技術等，多岐にわたっていて，こういったものを守るための技術，また，原材料・用具の生産・製造や人材育成等も，今後は視野に入れて検討していただければよいと感じました。どうしても有形のものが先行する傾向があると思いますが，無形のものもしっかり考えていただきたいというのがコメントとして1点ございます。

2点目が質問になるんですが，今，島谷先生のほうから言及がありましたが，埋蔵文化財の審議がどのようにまとまるのかということをおもに関心を持って聞いておりました。11月ぐらいから審議を行っているということでしたが，どういったことを審議しているのかについて，差し支えのない範囲でお聞かせいただければ幸いです。大臣からの審議要請文を見ても，埋蔵文化財制度についても検討をお願いしますということで，かなり広範でしたので，内容が気になった次第です。

よろしくお願いたします。

【佐藤会長】 それでは，お答えをお願いします。

【鍋島文化財第一課長】 松田先生、ありがとうございます。文化財一課の鍋島でございます。

最初にお話しいただきました無形文化財のほうも大事にしていこうという点につきまして、本当にそのとおりだと思います。無形の文化財につきましても視野に入れまして、議論を企画調査会のほうで今、進めていただいているところですが、本日の資料で言いますと、例えば6ページの辺りに、これまでの10月以降の審議の概要をちょっと入れさせていただいているんですが、今までのところ、関係する方々のヒアリングを中心に行っております。美術工芸品の方々、建造物の方々、そして12月6日には無形文化財の関係の方々にも4名お越しいただきまして、技術者の方も含めまして、現状だったり、課題だったり、例えば文化財のコーディネーターのような方々がいらっしゃるといいんじゃないかとか、資金の活用方策について等、御意見をいただいたところです。

本日も、ちょうど今、4回目のヒアリングというのを原材料関係でやっておりますので、この中にも無形の話なんかもまた出てまいります。これを踏まえまして、また議論を少しずつまとめて、先ほど島谷分科会長、お話いただきましたように、来年5月ぐらいには全体を通じました中間取りまとめができるように進めてまいりたいと思っております。

それから、埋蔵文化財のほうのお話だったんですけども、私はすごく詳しくなくて恐縮なんですけれども、こちらにつきましては、企画調査会というよりは、記念物のほうの専門調査会がありますので、そちらのほうで、先ほどありましたように11月から、先月から議論を開始いただいたということでもあります。

これもきっかけとしましては、今年の6月、7月ぐらいにお話がありました港区の高輪築堤が、思ってもみなかったような非常に素晴らしい遺跡が見つかって、それをどのように保存していくのかということがあったかと思えます。文化財分科会の先生方にも、3月にはこういうふうにしたらどうかというようなアイデアを文書にまとめていただいて出していたこともありまして、何とか文化庁のほうでも、JR東日本さんだったり、港区さんの調整の中にちょっと関わっていくことができたんですけども、国の史跡という形に夏にはさせていただくことができたんですけども、同じようなものがあるかどうかちょっと分からないんですけども、このような形で保存とそれから開発の両立をどのように進めていくのか。特に自治体の方々との連携をどのように進めていくのかということ、この記念物の専門調査会のほうで議論を進めていただきまして、また、文化財分科会の先生方にも御意見をいただきながらまとめていきたいなと思っております。

ありがとうございました。

【松田委員】 ありがとうございます。

【佐藤会長】 岩崎委員でしょうか。お願いいたします。

【岩崎委員】 私自身、無形文化遺産の保護に関わる者として、先ほど松田議員のほうから意見がありましたとおり、今後5年間行われるという予定の文化財の匠プロジェクトに大いに期待をしております。

有形・無形と切り離すことができない分野でして、そのいずれもが重要であって、しかもそれを保存する技術そのものが無形遺産です。ですから、その全てを含めて、この現状、人材とか原材料の不足というのが深刻であって、このような事業がなければ失われていく文化財は有形も無形も多くあると考えています。ですから、一刻も早く保存・修理、この分野で持続可能な体制が整っていくことを期待しています。

また、文化財の保存・修理の分野というのは日本が非常に先行しています。ぜひ世界に向けて、この日本の経験を発信していただきたいというふうに考えております。

以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

藤井委員、お願いします。

【藤井委員】 すごく小さい話なんですけども、一番最後に参考資料2というポンチ絵がございます。これ、内容はそのとおりだと思うんですけど、一番上、赤い線の下に太い字、ゴシックで5か年計画と書いてあります。その下に赤い矢印で、持続可能な保存体制の完成とお書きになっているんですが、完成だともう事業は終わりなので、これは拡充とか整備とか、そういうふうな言い方をしないとまずいのではないのでしょうか。完成はしないので。

【佐藤会長】 これはお願いします。

【鍋島文化財第一課長】 ありがとうございます。

先生、おっしゃるとおりだと思います。これは、5年間で保存体制をしっかりとつくっていくという意味合いだったと思いますので、より分かりやすい形にしてみたいと思います。

ありがとうございました。

【佐藤会長】 御指摘ありがとうございます。

ほかに御質問ございませんでしょうか。

お願いします。

【井上委員】 井上でございます。御報告ありがとうございました。

1点伺いたいですけれども、資料を見ておりますと、文化財コーディネーターが必要だということが何回か出てまいります。文化財コーディネーターの育成について、どんな取組が考えられるのか、教えていただければと思います。例えば、認証制度や資格のような形で認知度を高めていくというようなこともあったりすると思うのですが、現状どんなことをお考えか、お教えいただければと存じます。

【佐藤会長】 では、鍋島課長、お願いします。

【鍋島文化財第一課長】 非常に貴重な意見ありがとうございました。

具体的なアイデアは、まだ先生方からヒアリングを続けている中で皆様からいただいているところでありまして、事務局のほうでもいただいた意見をどのようにまとめていくのかと考えているところではあります。

現在、コーディネーターというか、文化財の保存技術に詳しい方々、職人の方でありますので、例えば会計的な処理でありましたり、事務的ないろんなネットワークづくりとかというのは必ずしもお得意なわけではないということを様々ないただいておりますので、そういったところを何かフォローというか、一緒になってできるような体制を技術者の方も含めましてできないかというお話もありますし、文化庁のほうで現状でもやらせていただいております修理関係の講習会等もあるんですが、これのやり方をいろいろ考えていくとか、そんなことが現状ではあるんですけれども、もう少し様々な御意見をいただきながら、今、御指摘いただいたような点、どのようにすればいいのか、5月までに考えてみたいと思います。

【井上委員】 ありがとうございます。

中にも出てまいりましたが、大学との連携ということもあると思います。大学で関係の皆様、御活躍だと思いますけれども、そちらでの人材育成機能を一層強化していくようなこともお考えいただければと存じます。

よろしく願いいたします。

【佐藤会長】 様々な機関との連携というのは必要になってくるかなと私も思いました。

それでは、ほかにございますか。

それでは、ただいまの文化財分科会からの報告については、終えたいと思います。

続きまして、議題の4. 国語分科会からの報告ということでございます。これについて事務局から説明をお願いします。

【圓入国語課長】 それでは、沖森分科会長が所用により御欠席でございますので、本日

は国語課のほうから御説明させていただきたいと思います。

資料4を御覧いただければと思います。

経緯から書いてございますが、公用文作成の要領でございます。昭和26年当時の国語審議会が建議いたしまして、翌27年に内閣官房長官の依命通知ということで、各省庁に通知されたものでございます。公用文作成の基本的なルールや留意事項を示したものでございますが、この要領につきましては、既に通知から70年近くが経過しておりまして、基本となる考え方は現代に通用すると考えておりますが、内容のうち、公用文における実態、社会状況の違いというものが指摘をされておりましたので、公用文を発信する方法、それから、デジタル社会の進展による多様化など、SNSなど、最近は広報などでも活発に行われておりますけれども、そういったものにも対応できるよう、現代社会に見合った手引として同要領を改める必要性というものが各府省庁を対象に実施した調査等で指摘をされておりました。

これを踏まえまして、(2)でございますが、文化審議会の国語分科会における検討を平成30年から行っておりましたけれども、令和3年3月に新しい公用文作成の要領に向けて報告を取りまとめておりました。

その後でございますが、2番、(1)でございますが、政府内への周知に向けた調整というものを、事前調整を行っておりましたが、いよいよ正式に本年12月に開始をしているところでございます。国語分科会の報告の内容を政府内に周知するための素案というものにつきまして、各府省庁との協議、それから、国民の皆様から任意の意見募集でございますが、実施をさせていただきましたが、特段の御意見というものは特になく、協議や意見募集の結果を素案に反映しながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

(2)でございますが、文化審議会から文部科学大臣宛での建議というものを令和4年の1月初頭を念頭に進めさせていただきたいと考えております。先ほど申し上げましたように、調整をいたしまして、国語分科会の報告を受けましたものを、文化審議会で「公用文作成の考え方」として取りまとめをさせていただきたいと考えております。このスケジュールでございますが、4年の1月初頭といいますのは、国会が始まる前に、皆様に、関係府省にもよく周知をさせていただきたいということを政府部内に御相談しておりまして、このため文化審議会の中で持ち回りでお諮りをさせていただきたいと考えております。

今後、この考え方を要領に変えて政府内で活用するよう、文化審議会から、その上で末松文科大臣に建議をさせていただく予定ということで進めさせていただきたいと考えております。

3番でございますが、文化審議会の建議を政府として関係府省に周知をさせていただく方法につきましては、現在、最終調整中ということでございまして、これをお認めいただきましたら、現行の27年の通知は廃止をされ、新しいものを通知として政府部内に周知をさせていただくということになります。今後、活用させていただくために、周知をこのようなスケジュールで進めさせていただければと考えております。

2枚目は、以前にも御報告させていただいた報告を基に建議案ということで書かせていただいております。ポイントといたしましては、右側の公用文の分類というものが、昭和27年の通知ではございませんでしたけれども、現代に合わせた形で、法令から、例えば解説・広報といったものを分類表として掲げさせていただいております。法令に基づく告示や通知などにつきましては、法令に準ずるような文書では正確さを重視し、従来どおり、法令と一致した表記を用いるといったような形で原則を書かせていただいておりますが、国民に直接向けた広報などを中心にいたしましては、読み手の方々に合わせた、分かりやすく親しみやすい書き表し方を積極的に認めていく考え方を御提案させていただきたいと考えております。

2目ですが、後段のほうです。社会状況及び言語環境の変化への対応ということで、例えば伝達方法の変化や読み手の多様化に対応するというので、例を挙げていきますと、専門用語や外来語の扱いというものは、工夫して分かりやすく伝えていくということがあろうかと思えます。既に定着しているものもありますけれども、最近では外来語といいますが、片仮名での表現が多うございますけれども、なかなか定着していないと思うようなものは、分かりやすく解説をつけるといったような工夫もお願いをしたいということで、書かせていただいております。

そのほか、現在行われている公用文の表記の実態の中におきましては、公用文の中に、明治以降、欧文が入ってきたときには「,」が横書きで使われているということもありましたけれども、最近、縦書きでも横書きでも「,」を用いることにさせていただいております。文章を見ますと、「,」と「,」が混在しているような文章もございますので、基本的には、1つの文章の中では一致させて使っていただくというようなことも書かせていただいております。

次に、3枚目は、国語施策の課題に関する論点整理の進め方ということで、今、分科会で審議をしている状況の御報告でございます。今年度、令和3年度につきましては、次年度以降の5年から10年の審議事項というものを論点整理するというので進めさせていただ

ておりまして、例えば明日の小委員会におきまして、ヒアリングということで教育を対象とした意見交換をさせていただき、例えばコミュニケーション上の問題点の洗い出しなどを継続しているところでございます。年度内に中間報告をまとめさせていただいて、また改めて御報告をさせていただきたいと思っております。これは、先ほどの公用文作成の考え方は、また別といたしまして、国語施策の分科会での審議状況についての御報告でございます。

以上でございます。

【佐藤会長】 国語分科会からの報告ありがとうございました。

2点あって、1点は、昭和26年の公文書作成の考え方について、今回、全面的に改定することだと思えます。恐らく昭和26年は手書きの文書が中心だったと思うんですけども、それをタイプに打つとかをしたと思うんですが、今はワープロで作ったり、縦書きから横書きになってきたり、いろんな変化があったと思えます。それ以外にも多くの変化があって、それを踏まえて70年ぶりの改定ということのようであります。

それから、もう1点は、国語施策についての論点整理を進めておられるということでした。

ただいまの報告について、御質問等ございませんでしょうか。

松田委員、お願いします。

【松田委員】 松田でございます。

1点質問がございまして、手を挙げさせていただきました。公用文作成の考え方の建議案ということでしたが、この内容には全面的に賛同申し上げるものでございます。今、佐藤会長がおっしゃったように、新たな社会状況に合わせていくというのは妥当な流れだと思っております。個人的には、カンマがまだ残っているのを直してほしいなと思っておりましたので、その意味でも嬉しく思いました。

今、ふと思ったのですが、この2ページのポンチ絵の「現状」の2番目のポツに、テンではなくカンマが入っているようですので、これは直されたほうがよいかと思います。ちょっと話がそれてしまってすみません。

お伺いしたかったことですが、今回、建議という形を取る手続について、質問申し上げたく存じます。通常、この手の変更は、大臣あるいは長官から諮問を受けて答申する、あるいは審議要請を受けて、それに対して取りまとめを行うという手続を取ると思うんですが、今回は建議という形を取るということでした。昭和26年の変更時には国語審議会から、また今回は文化審議会から建議をするという形を取っておりますが、これはなぜこのような形を取っているのかということについて尋ねてもよろしいでしょうか。何か理由がございませ

たら、お聞かせいただけますと幸いです。

【圓入国語課長】 建議につきましては、実はこれは前例を踏襲したというところもあるんですけども、今回どのようにするかということにつきまして、内閣、行政府全体に対して意見を述べて周知をさせていただいて、活用していただくことを推奨させていただくという趣旨のものでございますので、例えば閣議決定なのか、閣議報告なのかと、いろんな手段はあったんですけども、全体の内閣官房のほうとも御相談いたしまして、建議ということになったという状況でございます。

もちろん、先ほど御説明しました、どのような方法で、政府として各関係府省に対して通知をするかということでございますが、実は前回は、昭和27年ですが、内閣官房長官から通知を出していただいているということでございますので、その建議を受けて、通知を出していただくような方向も含めて、今、最終的な調整をさせていただいているところでございます。最近、建議というものは、省庁の中でも非常に少ないということで、調べさせていただいてもそういう状況ではございましたが、意見を行政府として申し述べさせていただくというような形での建議というものが制度上ございますので、そのような形で内閣官房さんとも協議をさせていただいているという状況でございます。

すみません、あまりお答えになっていないかと思えますけれども、また御指摘、資料の点、修正させていただきたいと思えます。申し訳ございませんでした。

【佐藤会長】 松田委員、よろしいでしょうか。

【松田委員】 ある意味で、公用文作成は文化庁ないしは文科省の所管の領域以外、まさに政府全体の公用文に関わる事柄ですから、文化審議会のプレゼンスを示す機会にもなるのかなと思えます。御回答承知いたしました。理解いたしました。

ありがとうございます。

【佐藤会長】 御質問ありがとうございました。

これは形としては、冊子として出す、データとして出す。それを内閣から通知されるときにはどういう形が出る。私、前回の昭和26年のときのものは一般的な本としても出版されていて、それを見たことがあるんですが、今回はどういう形で通知されるかということをちょっとお伺いしたいんですが。

【圓入国語課長】 お尋ねいただきました冊子にもさせていただきたいというふうに考えておりますが、この御時世ですので、ホームページ等でも広く周知もさせていただきたいと思っております。

また、通知につきましては、通知文をきちんと表につけていただいて、各省にもその通知をお送りするということになるかと思っております。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

多分これは、当面、国からの通知ですが、だんだん各自治体にも広まると思うので、全体として大きな変化になるかなというふうに思いました。

ほかに御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの国語分科会の報告につきまして、了承ということにしたいと思いません。

それでは、次の議題に移りたいと思います。次の議題はその他でございますが、事務局のほうから報告をお願いします。

【日向政策課長】 議題（5）その他、補正予算（案）の状況について御報告をさせていただきます。配付資料の5を御覧いただければと思います。令和3年度文化庁補正予算（案）の概要でございます。現在、補正予算については、国会で御審議をいただいているところでございますので、まだ案の段階でございます。

それでは、順次御説明をさせていただきます。

ローマ数字1.「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備えでございます。

1つ目の丸、コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援事業（ARTS for the future!等）となっておりますが、556億円でございます。コロナ禍からの文化芸術活動の再興支援のため、文化芸術関係団体が感染症対策を十分に実施した上で積極的に公演等を開催し、活動の充実・発展を図る取組を支援するものでございます。

1つ下の丸でございます。文化施設の活動継続・発展等支援事業、こちら24億円となっております。こちらは、博物館、劇場・音楽堂等の文化施設に対して、活動継続・発展を促すため、活動再開・再生に向けた支援を実施するものでございます。

その1つ下の丸でございます。ウィズコロナにおけるオンライン日本語教育実証事業、41億円でございます。こちらは、現在でもオミクロン株の関係で入国が困難な外国人留学生が多数いらっしゃいますが、日本語教育環境を構築するため、オンラインを活用した日本語教育を実践・検証するものでございます。

次に、ローマ数字2 未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動でございます。

1つ目の丸、地方活性化のための文化財保存・活用支援事業、82億円でございます。こち

らは、地域の宝である文化財の保存・活用への支援を実施するものでございます。また、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」等を踏まえ、文化財の必要な防火・防災対策、緊急性が高い国指定等文化財の修理・整備を早急に実施するものでございます。

その1つ下の丸、観光再開・拡大に向けた文化観光コンテンツの充実事業、6億円でございます。こちらは、適正な収益を生む持続可能な文化観光コンテンツの造成を支援し、文化施設や文化資源の高付加価値化を促進するものでございます。

その1つ下、ウィズコロナにおける日本博事業、17億円でございます。こちらは来年度で最終年度でございますが、引き続き日本博事業に対する支援を行うものでございます。

その1つ下の丸、地域の伝統行事等のための伝承事業、65億円でございます。国指定等文化財、それから地域に古くから継承されている地域固有の伝統行事などに対して、伝承のための適切な支援を検討の上、オンライン配信等による活動の継続を図るとともに、山車・衣装等の用具の修理等、伝承基盤の整備、発展的開催のための支援を行うものでございます。

2ページに移ります。

子供の文化芸術の鑑賞体験総合パッケージ、55億円でございます。こちらは、子供たちの文化芸術の鑑賞・体験機会、伝統文化等の体験・習得の機会を提供するとともに、劇場・音楽堂等における子供の実演芸術の鑑賞・体験の機会を提供する取組を支援するものでございます。

その1つ下の丸、国立文化施設等の機能強化等、52億円でございます。こちらは、国立文化施設に対しまして、先端技術を活用した展示手法の開発、それから現代舞台芸術におけるグローバルコンテンツづくりなど、こうした取組に対して支援を実施するものでございます。

ローマ数字3 防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保。

被災文化財等の災害復旧、7億円でございます。今年の7月豪雨の自然災害により被害を受けた国指定文化財等の早急な修理・整備を実施するものでございます。

以上905億円となっております。説明は以上です。

【佐藤会長】 ありがとうございます。

これは、総額が905億円というのは、令和2年度に比べてどういう関係になりましょうか。かなり増えているような気が。

【日向政策課長】 令和2年度につきましては、補正予算は3回組んでおりまして、3回足すと今回の補正より上回るんですけども、1回の補正としては去年よりは数が多いござい

す。

【佐藤会長】 分かりました。これは、コロナ対策も含めてということになりましょうか。

【日向政策課長】 ローマ数字1がコロナ対策中心。ローマ数字2以下もコロナ対策関連はあるんですけども、大半がコロナ対策というふうにお考えいただければと存じます。

【佐藤会長】 ありがとうございました。

事務局のほうで、大変な御努力で、こういった補正予算を獲得していただいたと思っておりますが、これは報告事項なんですけれども、もし、御意見とかあれば、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、このその他だけではなくて、これまでの議論全体につきまして、どの内容に関するものでも結構ですので、委員の方々、もし、ここで発言しておきたいということでもありましたら、どうぞお願いしたいと思います。いかがでしょうか。議題の1まで遡っていただいて結構でございますが、それぞれ御議論もいただいたと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ちょっとまだ予定より早めでありますけれども、もし、お手が挙がらないようでしたら、挙がりましたかね。どうぞ、お願いします。

【河島委員】 河島です。

すみません、極めて初歩的なことを伺って申し訳ない、本当に恐縮ですけれども、今、最後に御説明あった補正予算、成立したら執行は今年度中ですか、2022年3月までに執行することが基本となっているのでしょうか。

【日向政策課長】 補正予算、今回、経済対策という趣旨でございますので、成立後速やかに執行させていただくということで、技術的には繰越しということもあるんですけども、基本は年度内、成立後できるだけ速やかに執行するというのが原則でございます。当然、事情によって繰り越すということもあり得るということでございます。

以上でございます。

【河島委員】 ARTS for the futureに500億円もつけていただいている、本当にありがたいことだと思う人が多いと思うんですけども、使い切れるのかなというのがちょっと心配になったところがありまして、文化庁としての見立ては、大分応募が殺到するであろう、使っていけるだろうということでしょうか。

【日向政策課長】 ARTS for the futureにつきましては、昨年度：第三次補正予算で認めていただき、今年度執行させていただいておりますが、執行状況はかなり多くの団体から御申請いただいているという状況でございますので、今後、この新型コロナウイルス感染症

はどうか、まだ極めて不透明ではありますが、多くの団体からは、引き続き支援の要望が文化庁のほうに届いているということでございますので、私どもとしては、頂いた金額、予算が成立した暁には、しっかり執行できるようにPRを進めていきたいと思っております。

以上です。

【佐藤会長】 河島委員、よろしいでしょうか。

【河島委員】 結構です。どうもありがとうございました。

【佐藤会長】 予算は有効に使っていただいて、これは文化と経済の好循環というのを今、目指さなくちゃいけないということですので、ぜひ上手に執行していただければと思います。

ほかにございませんでしょうか。何でも結構ですが、よろしいでしょうか。

それでは、今日、やや早めになりましたが、そろそろ閉会にさせていただきたいと思いません。

最後に、事務局から連絡事項がありますので、お知らせいただきたいと思えます。それをもって閉会としたいと思います。皆様どうもありがとうございました。

【日向政策課長】 政策課長でございます。

委員の先生方、大変お疲れさまでございました。

今後の日程でございますが、例年、年度末にもう1回開催をするというのが通例でございます。今年度の年度末、すみません、慌ただしい中でございますが、開催を予定させていただいております。具体の日程については、また事務局のほうから先生方に日程調整をさせていただきます、その上で決めたいと思えますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【佐藤会長】 どうもありがとうございました。

【日向政策課長】 どうも先生方お疲れさまでした。ありがとうございました。

— 了 —